

一般社団法人バイオマス発電事業者協会の会員の入退会等に関する規則

(適用)

第1条 本規則は、一般社団法人バイオマス発電事業者協会（以下、「当法人」という）の入退会について、当法人の定款（以下、「会則」という）第7条から第12条に規定することのほか、以下のとおり定める。

(資格)

第2条 当法人の会員として入会できる者は次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 当法人の目的に賛同し会則を承諾した者。
- (2) 虚偽や盗用等の不正な情報登録行為をしないことを宣誓した者。
- (3) 理事会が承認した者。

(会員の種別)

第3条 当法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 バイオマス発電事業を運営又は計画し（当該事業を営む法人又は団体への出資及び当該出資の計画を含む。）、当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人、法人又は団体
- (3) 特別会員 当法人の事業を賛助するため入会した自治体等

(入会申込)

第4条 当法人に入会しようとする個人、法人又は団体は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、申し込むものとする。

- 2 会員は、第6条に定める会費を、入会申し込み後1ヶ月以内に、当法人の指定する金融機関の口座に納入しなければならない。
- 3 前第2項の納入確認をもって、入会手続きの完了とする。

(退会)

第5条 退会は会員の自由意思とし、退会希望者は退会のための所要手続を行い、随時退会できる。

(会費)

第6条 会費は年会費とし、1カ年分の金額を次のとおりにする。ただし、金額は税別とし、振り込み費用等は会員負担とする。

- (1) 正会員は、10万円/1口

発電出力規模により10,000kW毎に口数を加算し、50,000kW超を上限とする。

・10,000kW未満	2口	20万円
・10,000kW以上20,000kW未満	3口	30万円
・20,000kW以上30,000kW未満	4口	40万円
・30,000kW以上40,000kW未満	5口	50万円
・40,000kW以上50,000kW未満	6口	60万円

・ 50,000kW 以上 7 口 70 万円

(2) 賛助会員は、10 万円 / 1 口

・ 燃料商社および発電事業者 2 口 20 万円
・ 上記以外の賛助会員 1 口 10 万円

(3) 特別会員は、無料

2 当法人の年度末までに退会の申し出が無い場合（すなわち会員継続の場合）は、当法人の年度初めから 2 ヶ月以内（すなわち 5 月末日迄）に当法人の指定する金融機関の口座に、前 1 項で規定する会費を納入しなければならない。

3 特段の理由や通知が無く会費を 1 年以上未納にした場合は、退会したものとみなす。この場合であっても未納金支払の義務を負うものとする。

4 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(入会金)

第 7 条 入会金は、10 万円とする。

2 一旦納入された入会金は、理由の如何を問わず返還しない。

3 特別会員については入会金を免除する。

(基金)

第 8 条 基金は、任意であり、1 口 10 万円とする。

(特典)

第 9 条 会員は次の特典を受けることができる。

(1) 当法人が発行する機関誌等の無料配布

(2) 当法人が主催する講演会、シンポジウム、フォーラム等の参加（賛助会員は有料とします）

(3) その他

(会員の遵守事項)

第 10 条 当法人の会員は、第 9 条の特典を受けるにあたり、虚偽又は盗用等の不正情報を登録してはならない。これによって生じた損害等は当該会員がその一切を支弁する責務を負うものとする。

(会員資格の喪失)

第 11 条 会員は次の事由によってその資格を失い退会する。

(1) 所定の退会手続を完了したとき

(2) 会費納入期限を 1 年を過ぎるも会費の納入がないとき

(3) 死亡したとき

(4) 転居、行方不明など所在の知れないとき

(5) 会則第 12 条に基づき、理事会において、除名の決議がなされたとき

(免責事項)

第 12 条 当法人は、会員が第 10 条に示す遵守事項に基づいて行う情報の登録を認証するものであって、情報内容の妥当性、正確性、有用性を保証するものではない。また、情報公開により生じたいかなる損害についても責任を負わない。

(本規則の変更)

第13条 本規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

令和5年2月17日改定